

# ウッドベースかわちながの 軸組構造材自主検査基準

## 1 検査方法

全数検査を実施する。

## 2 検査の種類及び内容

検査は、乾燥基準に関わる検査、強度性能の機械検査基準に関わる検査、品質基準に関わる検査、表示基準に関わる検査、寸法基準に関わる検査および化粧等級基準に関わる検査の5種類に区分して行う。

### (1) 品質基準に関わる検査

① 品質基準に関わる検査は、“ウッドベースかわちながの”の製品規格基準で定める品質の基準のそれぞれ項目に基づき目視によって確認し、全数検査し判定する。その結果、品質基準で製品規格基準値に適合するものを合格とする。

### (2) 強度性能の機械検査基準に関わる検査

① 強度性能の機械検査基準に関わる検査は、曲げ荷重方式のグレーディングマシンを用いて測定し、全数検査し強度性能を表示する。

- ・ 曲げ荷重方式のグレーディングマシンによる検査

使用するグレーディングマシンは、(社)全国木材組合連合会の認定機種を使用する。

機械により測定したヤング係数は、製品規格基準で定める強度性能の機械検査基準に基づき等級区分する。ヤング係数40以上を合格とする。

### (3) 乾燥基準に関わる検査

① 含水率に関わる検査は、“ウッドベースかわちながの”の製品規格基準で定める乾燥基準に基づき、高周波木材水分計を用いて測定し、全数検査し判定する。

- ・ 高周波木材水分計による検査

使用する水分計は、(財)日本住宅・木材技術センターの認定機種を使用する。木材の異なる2材面(背割り面を除く)の、両木口から30cm以上離れた箇所および中央部の計6箇所(節、割れ、その他含水率に影響を及ぼす欠点のない部分)を測定し、含水率を求める。上記で求めた6箇所の含水率の平均値を求め、平均値は少数点以下1位を四捨五入する。平均含水率で製品規格

基準値に適合するものを合格とする。

なお、含水率測定時には機種ごとに定められた調整を正確に実施し測定を行う。

(4) 寸法基準に関わる検査

- ① 寸法基準に関わる検査は、“ウッドベースかわちながの”の製品規格基準で定める寸法基準に基づき全数検査し判定する。その結果、寸法基準で製品規格基準値に適合するものを合格とする。

(5) 化粧等級基準に関わる検査

- ① 化粧等級基準に関わる検査は、“ウッドベースかわちながの”の製品規格基準で定める化粧等級基準のそれぞれ項目に基づき目視によって確認し、全数検査し判定する。その結果、化粧等級基準で製品規格基準値に適合するものを合格とする。